

建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱

1 目的

この要綱は、鳥取県県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。以下同じ。）が発注する建設工事において、設計価格に含まれる労務費、機械経費、材料費及び諸経費並びに法定福利費（労働者負担分・事業主負担分）を勘案した適正な価格による下請契約を締結することにより、下請業者を含む全ての建設労働者の適切な賃金水準の確保及び社会保険等（健康保険、厚生年金保険、労災保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）への加入徹底など就労環境の改善を図ることを目的とする。

2 対象工事

鳥取県県土整備部が発注する全ての建設工事を対象とする。

3 定義

（1）法定福利費

法定福利費とは、健康保険料、厚生年金保険料、労災保険料及び雇用保険料のことをいい、これらは労働者負担分と事業主負担分があり、給料に対する負担率は毎年改定されるものである。

（2）発注者

鳥取県県土整備部をいう。

（3）元請業者

鳥取県県土整備部が発注する建設工事を直接請け負った者をいう。

（4）下請業者

すべての下請契約における請負者をいい、数次の下請契約により行われる場合は、直接元請負者からその工事の一部を請け負った者はもとより、それに続くすべての下請契約における請負者をいう。

4 発注者の責務等

発注者は、発注時においては入札閲覧書に別添鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成 27 年 3 月 19 日付第 201400194303 号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）の他、「適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入の徹底」、「公共工事設計労務単価（主要 10 職種）変動率」及び「公共工事設計労務単価と法定福利費について」の書面（調達公告時点における最新版）を添付することにより入札等参加者に周知するとともに、契約締結時においては契約図書に添付することにより適正な価格による下請契約となるよう適正化指針及び次の事項の遵守について元請業者に要請するものとする。

- （1）元請業者及び下請業者は、建設業法第 20 条第 1 項の趣旨に鑑み、適正な価格による下請契約が締結されるよう努めること。その際、契約図書に添付された書面に留意するとともに、特に法定福利費（事業主負担分）についてはこれを内訳明示した標準見積書の提示を下請業者に求め、提示された場合にはこれを尊重するよう努めること。

※建設業法

（建設工事の見積り等）

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

- (2) 元請業者は、社会保険等への未加入の下請業者（2次以下を含む。以下同じ。）に対して加入するよう指導すること。
- (3) 元請業者は、下請業者が、その請け負った工事の一部を第三者に請け負わせる場合も、第一号に準じて適正な価格による下請契約が締結されるよう指導に努めること。
- (4) 元請業者は、第一号及び前号にかかる下請契約書を（前号の場合にあっては当該下請業者から写しを提出させたうえで）保管し、発注者が実施する適正化指針に規定する調査等に協力すること。

附 則

この要綱は、平成26年10月10日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成27年3月19日から施行し、同年4月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う工事から適用する。